



埼玉センタ講習のご案内

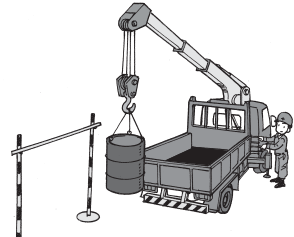
平成23年10月～平成24年3月



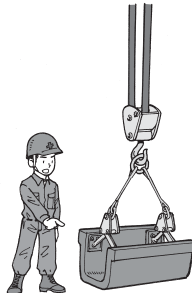
車両系建設機械
(整地、運搬、積込、掘削)



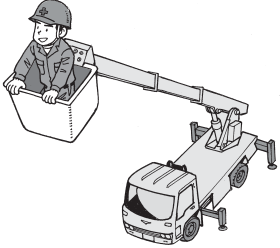
フォークリフト
(1t以上)



小型移動式クレーン




〈玉掛け〉



〈高所作業車〉

案内図



アクセス

◆車

- ・圏央道入間インター、入間・川越方面出口すぐ左折
- ・国道16号 八王子方面からは、タマホーム入間営業所すぐ左折
- ・国道16号 川越・狭山方面からは、ステーキのどんを右折後、400m位直進後左折
- ・関越道 川越インターから、国道16号経由 約10km

◆電車

- ・西武池袋線 入間市駅よりバス約15分
- 入間市博物館行き ○アウトレット行き □停留所=人事院研修所
- ・タクシー利用 入間市駅前から約10分

〔埼玉労働局長登録教習機関〕

コマツ教習所株式会社 埼玉センタ

〒358-0026 埼玉県入間市小谷田字中原857-3

TEL. (04) 2960-3366 FAX. (04) 2960-3367

ホームページ <http://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/saitama/>

コマツ教習所埼玉センタ

検索

受講に便利・交通便利・駐車場完備 (約100台)

埼玉労働局長登録教習機関	
種類 (区分)	登録番号
玉掛け技能講習	203号
車両系建設機械運転技能講習 (整地・運搬・積込用及び掘削用)	204号
ショベルローダー等運転技能講習	205号
小型移動式クレーン運転技能講習	206号
車両系建設機械運転技能講習 (解体用)	207号
不整地運搬車 運転技能講習	208号
フォークリフト運転技能講習	210号
高所作業車 運転技能講習	213号
移動式クレーン運転実技教習 (5t以上)	220号
ガス溶接技能講習	284号
床上操作式クレーン運転技能講習	285号

講習日程表 (平成23年10月～平成24年3月)

10月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
技能講習	車両系建設機械																																	
技能講習	車両系解体																																	
技能講習	不整地運搬車																																	
技能講習	高所作業車																																	
技能講習	フォークリフト																																	
技能講習	ショベルローダー																																	
技能講習	小型移動式クレーン																																	
技能講習	玉掛け																																	
技能講習	床上操作式クレーン																																	
技能講習	ガス溶接																																	
特別教育	移動式クレーン																																	
特別教育	安全衛生教育																																	

11月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
技能講習	車両系建設機械																																	
技能講習	車両系解体																																	
技能講習	不整地運搬車																																	
技能講習	高所作業車																																	
技能講習	フォークリフト																																	
技能講習	ショベルローダー																																	
技能講習	小型移動式クレーン																																	
技能講習	玉掛け																																	
技能講習	床上操作式クレーン																																	
技能講習	ガス溶接																																	
特別教育	移動式クレーン																																	
特別教育	安全衛生教育																																	

12月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
技能講習	車両系建設機械																																	
技能講習	車両系解体																																	
技能講習	不整地運搬車																																	
技能講習	高所作業車																																	
技能講習	フォークリフト																																	
技能講習	ショベルローダー																																	
技能講習	小型移動式クレーン																																	
技能講習	玉掛け																																	
技能講習	床上操作式クレーン																																	
技能講習	ガス溶接																																	
特別教育	移動式クレーン																																	
特別教育	安全衛生教育																																	

種類	講習時間受講料	コース名	学科	実技	計	日数	受講料 税込み(円)	テキスト代 (円)	受講資格	
									実技	学科
車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削) 登録番号204号		14Hコース	9	5	14	2	40,900	2,100	・大特免許保有者(限定なし) ・不整地運搬車技能講習修了者	・普通又は中型免許若しくは大型免許をもち、建設機械(整地・運搬・積込・掘削、機体質量3t未満)の経験者(3ヶ月以上)
		18Hコース	13	5	18	3	42,900	2,100	・自動車運転免許のない方で特別教育修了後、建設機械(整地・運搬・積込・掘削、機体質量3t未満)の経験者(6ヶ月以上)	
		38Hコース	13	25	38	6	97,900	2,100	・上記資格を有しない方	
車両系建設機械 (解体用)登録番号207号		3Hコース	2	1	3	1	12,900	2,100	・車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習修了者	
不整地運搬車 登録番号208号		11Hコース	7	4	11	2	37,900	2,100	・車両系建設機械運転技能講習修了者 ・大特免許保有者(限定なし) ・普通又は中型免許若しくは大型免許をもち、小型建機又は不整地運搬車の特別教育修了後3ヶ月以上の経験者	
小型移動式クレーン 登録番号206号		16Hコース	10	6	16	3	42,900	2,100	・玉掛け、または床上操作式クレーン運転技能講習修了者	・運転士免許保有者(クレーン、デリック、揚貨装置のいずれか)
		20Hコース	13	7	20	3	47,900	2,100	・上記資格を有しない方	
ガス溶接 登録番号284号		13Hコース	8	5	13	2	24,265	735	・資格・経験のない方	

(注) 受講資格と業務経験は受講前に正確にご確認下さい。(受講出来ない場合があります)
※個人情報の取扱いについて お客様からいただいた受講申込書の記載事項については右記の目的で使用いたします。①受講申込書の内容確認、受講資格確認及び受講票送付 ②受講料入金確認、講習内容の送付、アンケートの実施 ③資料請求・お問い合わせに際しては ④受講料入金確認、講習内容の送付、アンケートの実施 ⑤資料請求・お問い合わせに際しては ⑥受講料入金確認、講習内容の送付、アンケートの実施

1月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
技能講習	車両系建設機械																																	
技能講習	車両系解体																																	
技能講習	不整地運搬車																																	
技能講習	高所作業車																																	
技能講習	フォークリフト																																	
技能講習	ショベルローダー																																	
技能講習	小型移動式クレーン																																	
技能講習	玉掛け																																	
技能講習	床上操作式クレーン																																	
技能講習	ガス溶接																																	
特別教育	移動式クレーン																																	
特別教育	安全衛生教育																																	

2月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
技能講習	車両系建設機械																																
技能講習	車両系解体																																
技能講習	不整地運搬車																																
技能講習	高所作業車																																
技能講習	フォークリフト																																
技能講習	ショベルローダー																																
技能講習	小型移動式クレーン																																
技能講習	玉掛け																																
技能講習	床上操作式クレーン																																
技能講習	ガス溶接																																
特別教育	移動式クレーン																																
特別教育	安全衛生教育																																

3月		1	2	3	4	5	
----	--	---	---	---	---	---	--

特別教育・安全衛生教育のご案内

コース名	受講時間			日数	受講料 税込み(円)	コース名	受講時間			日数	受講料 税込み(円)
	学科	実技	計				学科	実技	計		
小型車両系建機(整地等)	7	6	13	2	15,000	職長・安全衛生責任者教育	14	0	14	2	21,000
ローラー(締め固め)の運転の業務(無制限)	6	4	10	2	15,000	刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育	5	1	6	1	13,000
フォークリフトの運転の業務(1t未満)	6	6	12	2	15,000	伐木等の業務(チェーンソー)(70cm未満)	7	6	13	2	15,000
クレーンの運転の業務(つり上げ5t未満・ホイスト)	9	4	13	2	15,000	巻上機の運転の業務(ウインチ)	6	4	10	2	15,000
高所作業車の運転の業務(10m未満)	6	3	9	1.5	15,000	電気取扱業務(低圧電気)	7	7	14	2	15,000
アーク溶接等の業務	11	10	21	3	21,000	振動工具取扱(チェーンソー以外)	4	0	4	1	10,000
研削といしの取替え等の業務	4	2	6	1	13,000	丸のこ等取扱作業従事者教育	3.5	0.5	4	1	10,000

留意事項

- (1)お申込み ●お申込みは事前に持参・郵送にて申込書の提出が必要です。(電話・FAXでの予約不可)
申込書が当社に届きましたら受講資格を確認の上、受講票を郵送もしくは、FAXでお送りします。
(受講票がお手元に届きましたら予約完了です)
受講日3日前までに申込書を提出して下さい。定員になり次第締め切らせていただきます。
●各コース共18歳以上の年齢制限があります。
- (2)受講資格 ●裏面の受講資格の説明を必ずご確認ください。(受講できない場合があります)
- (3)受講当日 ●受講初日午前8時30分より受付・説明を行います。
●当日写真撮影がありますので、早めにご来所下さい。
・当日の持ち物は受講票・筆記用具(鉛筆、消しゴム)・印鑑・身分証明書(運転免許証等)です。
- (4)受講申込書 ●受講資格に自動車運転免許証、技能講習修了証等が必要な方は、免許証、修了証のコピーを申込書の所定の位置に貼付して下さい。(自動車運転免許証等は身分証明書として必要になります)
※IC化された自動車運転免許証をお持ちの方は本籍確認の為に証明書(戸籍抄本、本籍の入った住民票)が必要です。
業務経験者は経験証明欄に経験年数、会社の社印、代表者印を必ず捺印して下さい。
受講申込書は必ず事前に入手して下さい。FAX、または郵送にてお送りいたします。
埼玉センタのホームページ(<http://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/saitama/>)からの入手も可能です。
※注)受講票を郵送またはFAXしますので受講票送り先の住所等は間違いの無いよう詳細に記入してください。
(電話・FAX番号も忘れずに)
- (5)受講料 ●事前に振込みか当日現金にてお支払い下さい。
フォークリフトのみ受講日の3日前までにお支払い下さい。
(振込の場合は振込連絡確認書があります。FAX又は郵送致しますので、事前に電話にて用紙を請求して下さい)
※注)講習開始後の遅刻・早退・欠席は法令により当該講習は欠格となりますのでご注意ください。
なお、納付された受講料等は返金いたしません。(小切手はご遠慮下さい)
- (6)その他 ●(1)額入りの技能資格証を2,000円(額無し1,500円)で販売しております。
(2)当センタ交付の修了証は1枚に統合できますので、ご希望の方は受付時お申し出下さい。(お持ちの修了証をご持参下さい)
※種類の違う修了証は1枚に統合できません(当センタで取扱いしている資格は技能講習・特別教育・安全衛生教育の3種類です)
(3)天候等の諸事情により講習日程を変更することもあります。
(4)昼食希望の方は受付時にお申し出下さい。

助成金制度のご案内

【助成金制度とは】

この制度は、中小建設業の事業主の方が従業員の教育訓練・実技講習をした場合に、その受講料の一部と、その講習に要した日当の一部を事業主の方に、雇用・能力開発機構から助成金が支給される建設業のみに適用される制度です。

【助成金を受けることの出来る中小建設業とは?】

- ①雇用保険の保険料率が18.5/1,000であること(H22年4月1日から)
- ②資本金が3億円以下又は従業員300人以下の建設業であること
- ③受講者が雇用保険の被保険者であること
- ④1)技能講習は受講後
2)特別教育は受講前の手続き } くわしくは、所轄の雇用・能力開発機構にお問い合わせ下さい。
※対象コースは事前にご確認下さい